

府監第 2216 号
平成 20 年 3 月 28 日

(請求人) 様

大阪府監査委員	中 村	哲之助
同	磯 部	洋
同	赤 木	明 夫
同	京 極	俊 明
同	大 島	章

住民監査請求について (通知)

平成 20 年 3 月 10 日付けであなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

第 1 請求の内容

本件の住民監査請求の内容は、次のとおりである。

『第一、事実の経緯』

- (1) 平成 19 年 4 月～6 月頃にかけて、近隣住民や自治会に何ら告知や説明もなく大規模な解体工事が行われ、我々近隣住民は「粉塵」「騒音」「振動」等の公害問題に苦しんできた。
様々な観点から調査を行ったが、それは単なる解体工事からくる被害だけではなく、深刻な土壌汚染問題を含んでいる事実が判明した。
- (2) 平成 19 年 6 月中頃より貝塚市・岸和田市・大阪府の各行政当局に対し、半田地区における土壌汚染について様々な働きかけをしているが、平成 20 年 3 月現在に至るまで、主務主管庁である大阪府は何ら指導や措置を講じていない。

第二、違法及び不当性

- (1) 当該地は 3,000 平方メートルをこえる面積を有するものであり、開発時には「土地の利用履歴」及び「土壌汚染調査」が必要であるが、大阪府はそれらの資料を受理しているにもかかわらず、それらの資料の存在を否定していた。
- (2) 土壌汚染が判明後、現在の土地所有による「土壌汚染措置計画届出書」が提出され、「土壌汚染の措置」は終了したとしているが、実際には微量の土の入れ替えしか行っていない。

- (3) 当該地の隣地には旧岸貝清掃組合が稼動していた歴史があり、灰ピットの位置まで特定されている、にもかかわらず土壤汚染調査時のボーリング作業（掘削作業）は二箇所しか実施されていない。
- (4) 府庁訪問時には、当該地に土等が搬入され土壤改良等の作業が施工される際には、「行政として指導的立場に立ち、指導する」との発言もあったが、事実として何ら指導等が無く、土地の所有者が提出した資料を検証する事もなく、問題無しとしている。
- (5) 土地の利用履歴により、当該地においては、過去にメッキ工場が稼動していた事実が判明した、総務省の公害調停委員会が取り扱った事例として、このような場合は徹底的な「土壤汚染状況調査」や「土壤改良」を当然のこととしているが、大阪府は「主務主管庁」の義務を怠っている。
- (6) 問題提起地は、土壤汚染のみならず解体工事においても様々な問題点を露呈している、特定粉塵（アスベストの取り扱い）の処置や提出されている解体工事の工程表、その内容（提出されている一部分に手書きの修正等）に疑問点が多数存在する。
- (7) 大阪府が問題無しとしている根拠として、土地所有者が提出している「土壤汚染措置計画届出書」があるが、その資料中の矛盾点。

「土壤汚染措置計画届出書」について

- A・・・土壤汚染調査について、平成 19 年 6 月 22 日に自主調査として、指定機関が直接サンプル採取しているのに、平成 19 年 7 月 30 日の調査では作業業者のサンプル採取で信頼度が低い。
- B・・・採取方法としてボーリング機を使用したとしているが、第一回目と第二回目の現場写真が同一フィルムの可能性を否定できない。
- C・・・平成 19 年 6 月 22 日【土壤概況調査（自主調査）】により、ボーリング機によるサンプル採取を 14 検体したとある、コア写真及びボーリング機も黒板にて表示されているが、我々が行っている一日最低 2 回に及ぶ写真撮影には写っておらず、当時の現場状況は大型重機による解体工事の最中である。（当時、コンクリート土間が有り、写真に撮影されている小型のボーリング機では物理的に無理である。）
- D・・・平成 19 年 7 月 30 日には【土壤詳細調査】を行っているも分析センターの立会いも無い。提出されている現場写真【4-5】は同書の図 2（ボーリング調査位置図）によるとエリア 6 方向から（南西方向）府道を右手に見て撮影されたものである、しかし、エリア【4-5】地内に平成 19 年 7 月 26 日に設置された「仮置場」（脇田建設が貝塚市の工事受注の際に設置）の看板が写っておらず不自然である。
- E・・・自主調査時におけるエリア【4-1】ないし【6-2】迄のサンプル 13 地点の黒板写真がない。（同年月が正しければ南側（府

道に面している所)は、当日仮設養生シートにておおわれていた)

F・・・平成19年7月30日に実施したとされる【土壌詳細調査報告書】にて内記する現場写真の【4-5】は黒板表示で実施日が平成19年7月30日と明記されている、本文④にても追求していますが、我々が撮影した現場写真にもボーリング機や作業員などが写っているが、平成19年7月30日撮影分と平成20年1月16日撮影分が、ボーリング機・作業員の服装・作業員等が同一と考えられる。

※以上の問題点については別紙資料添付。

第三、損害

- (1) 当該地においては、「鉛」が検出された事実から「土壌汚染」が明らかとなった、よって、近隣の土地価格の下落が免れないものであり、近隣土地所有者の財産価値の低下。
- (2) 大阪の能勢ダイオキシン問題を見ても分かるように、近隣住民に与える健康被害は甚大なものである。

第四、要求する措置

- (1) 大阪府貝塚市半田464番2をはじめとする土壌から、鉛が検出した事実により、指定区域として台帳への記載。
- (2) 現在行われたとされている当該地の一部の土壌汚染状況調査だけでなく、当該地全面積の土壌汚染状況調査、それに伴う完全なる措置。

【添付資料】

- 1 行政に関する質問書
- 2 それに対する回答書
- 3 情報開示請求書
- 4 開示請求により公開された開示情報
- 5 協力者により撮影された現場写真

』

第2 地方自治法第242条第1項の要件に係る判断

1 地方自治法(以下「法」という。)第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

当該規定は、住民に対し、当該地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実(以下「財務会計行為等」という。)について、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を認めたものである。

したがって、住民監査請求の対象となるのは財務会計行為等に限定されており、それ以外の事項に対する請求は住民監査請求の要件を欠く不適法なものというべきである。

2 住民監査請求の対象となる財務会計行為等については、法第 242 条第 1 項に規定する公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担、公金の賦課若しくは徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限定されている。

請求人は本件監査請求で貝塚市半田 464 番 2 他の民有地（面積 5,606 平方メートル）について、土壤汚染が判明しているにもかかわらず、主務主管庁である大阪府が何らの指導や措置を講じておらず、近隣土地所有者の財産価値の低下及び近隣住民に健康被害が生じるなどの損害が発生する旨主張している。

しかしながら、請求人の主張は大阪府の財務会計行為等についてのものではなく、同様に大阪府の損害に対する主張にもあたらない。

第 3 結論

以上のとおり、本件監査請求は、法第 242 条第 1 項の要件を満たさない請求であるから却下する。